広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

広島県規則第五十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（こども家庭センター所長への委任） 第十二条　（略） 一　（略） ㈠―㈤　（略） ㈥　第三十三条第二十二項の規定による一時保護の委託 ㈦―㈨　（略） 一の二―三　（略）	（こども家庭センター所長への委任） 第十二条　（略） 一　（略） ㈠―㈤　（略） ㈥―㈧　（略） 一の二―三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。